

目次

貸付金償還関係

- Q1 貸付金残高の返済について
- Q2 不足額の払込みについて
- Q3 退職手当から貸付金残高を控除するための手続きについて
- Q4 貸付金残高の確認について
- Q5 定年年齢引き上げ後の定期償還について
- Q6 定年年齢引き上げ後の新規貸付について

共済経理グループ（直通電話 045-210-8176）

貸付制度について

Q1 退職時点で貸付金の残高がありますが、退職後も引き続き返済していくことはできますか。

A1 貸付金の償還を退職後も引き続き返済することはできません。

退職する時点で貸付残高がある場合は、退職手当等からその時点の未償還元利金相当額を控除します。控除してもなお不足額が生じる場合は、当共済組合から借受人へ振込依頼書を送付しますので、振り込みをお願いします。

Q2 退職手当から全額控除できなかったため、不足額について振込依頼書が送られてきましたが、ATM やインターネットバンキングから払込みをすることはできますか。

A2 ATM及びインターネットバンキング等を利用する際は、振込依頼書に記載されている振込額を分割して振り込みをすることは控えてください。

また、振込人特定に必要となるため、振込人名に6桁の組合員等番号及びフルネームを必ず入力してください。

Q3 退職手当から貸付金残高を控除してもらうために必要な手續はありますか。

A3 共済組合で借りた貸付金の残高については、共済組合から給与支給機関へ退職手当からの控除を依頼しますので、組合員の方は手続する必要はありません。

Q4 貸付金残高を知りたいが電話で教えてくれますか。

A4 個人情報の観点から電話でお答えすることはできません。折り返し所属所を通じて当支部よりご連絡させていただきます。

また、「貸付金残高証明書交付願」を提出していただくことで「貸付金残高証明書」を発行させていただきます。

貸付金残高証明書交付願の用紙は支部ホームページに掲載しております。

**Q5 給料等が7割水準となることで、毎月の定期償還が困難になります。
償還額を下げる方法はありますか。**

A5 一部繰上償還をすることで未償還額元金を減らし1回当たりの償還額を下げる方法や、全額繰上償還により償還を完了する方法があります。

Q6 定年延長に伴い新規貸付を受けることはできますか。

A6 定年引上げ後の定年退職日までの間で新規貸付けを受けることができます。

*各用紙は支部ホームページ→手続きナビ→資金をかりる際の手続き→申出書等ダウンロード（貸付編）